平成29年 No.30

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定について

改正理由

アドミッションオフィスの設置に伴い, 所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年6月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年6月22日

国立大学法人東京学芸大学長 出 口 利 定

平成29年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則(平成16年規則第3号)の一部について,別紙新旧対照表の右欄を,左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由:アドミッションオフィスの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(入試課)	(入試課)
第10条 入試課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。	第10条 入試課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1) 入学者選抜の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。	(1) 入学者選抜の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2) 大学入試センター試験に関すること。	(2) 大学入試センター試験に関すること。
(3) 学部,大学院及び専攻科の入学者選抜試験の実施に関すること。	(3) 学部,大学院及び専攻科の入学者選抜試験の実施に関すること。
(4) 学部,大学院及び専攻科の入学者選抜方法の調査研究に関すること。	(4) 学部,大学院及び専攻科の入学者選抜方法の調査研究に関すること。
(5) アドミッションオフィスの業務に関し、連絡調整すること。	
(6) 所掌事務の調査及び報告に関すること。	(5) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
<u>(7)</u> その他入学者選抜に関すること。	<u>(6)</u> その他入学者選抜に関すること。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u>	
この規則は,平成29年7月1日から施行する。	